

## 2015年12月24日の決定を受けて

全国各地から、仮処分の裁判をご支援してくださっているみなさまに、最高のクリスマス・プレゼントをお届けできるものと信じていましたが、その夢はかないませんでした。

悔しい思いよりも、怒りの感情ははるかに勝る今回の決定は、まさに関西電力高浜3・4号機再稼働を強引におしすすめるためのシナリオに沿って、出されたものと言っても過言ではありません。

わたしたち債権者側のプレゼンテーションは、はるかに関西電力を凌駕しており、正義はわたしたちにあることを証明して見せたにもかかわらず、決定の中身は、債務者である関西電力側のコピー&ペーストそのままでした。わたしたちの主張に対する弁明も説明も何もなく、一方的に再稼働を進めるための決定であったことは明白です。

しかしながら、決してわたしたちが負けたわけではありません。司法が三権分立の砦を守り切れず、政府と巨大権力である原子力ムラに負けてしまっただけのことです。わたしたちが闘ってきたのは、関西電力という一企業だけではなく、政府と原子力ムラであることを思い知りました。でも、金と権力で司法までも操る原子力ムラにも、決して崩せないものがひとつあります。それが市民運動であり草の根運動です。倒されても起き上がること、あきらめないこと、しつこくしたたかに、そしてしなやかに闘い続けることがわたしたちの信条であり、運動なのです。

わたしたちは、福島原発事故を決して風化させることなく、わたしたちの未来を担う子どもたちに「核のない世界」をプレゼントできるその日を目指してこれからも闘っていくことを決意しました。

ご支援してくださっている全国のみなさまには、これからも応援していただけますよう心からお願い申し上げます。

2016年がみなさまにとって実りのある1年となりますように・・・

申立人一同



これからは、名古屋高等裁判所金沢支部に保全抗告申立の予定です。

### 大飯・高浜運転差止仮処分申立人事務局

ブログ <http://mousitatenin9.blogspot.jp/>  
ホームページ <http://adieunpp.com/karisasitome.html>

〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黒29-1-1  
TEL0776-43-9995 FAX0776-43-9954  
E-mail:dada-m@fol.hi-ho.ne.jp 携帯090-2037-9322(松田)

## 大飯高浜原発仮処分福井ニュース

大飯・高浜仮処分福井支援の会

2015.12

代表 今大地晴美  
副代表 水戸喜世子

## 発電のため、万が一でも被爆していいのか！ 高浜原発運転差止仮処分決定取り消される。

### 福井地裁高浜原発異議決定を受けての弁護団声明

高浜原発3・4号機については、本年4月14日、福井地方裁判所の樋口英明裁判長、原島麻由裁判官、三宅由子裁判官による運転差止仮処分命令が発令されていましたが、本日、同裁判所の林潤裁判長、山口敦士裁判官、中村修輔裁判官により仮処分命令は取り消されました。

福島第一原発事故のような事故を二度と招いてはならない、というのは、改正原子炉等規制法の立法趣旨であり、私たちは、このような観点から新規制基準の不合理性、基準地震動の策定手法の不合理性、津波の危険性、工学的安全性の欠如、シビアアクシデント対策・防災対策・テロ対策の不備といった様々な危険性を指摘しましたが、本決定は、これらの指摘に真摯に答えることなく、規制委員会の判断に追随するだけの形で関西電力の主張を容れ、債権者らの主張を無視する判断をしており、福島第一原発事故に何ら学ぼうとしない、そして、今なお避難等を強いられている福島の方々の思いに向き合おうとしない、極めて不当な決定であると考えます。

林潤裁判長は、11月13日の審尋期日の際に「常識的な時期」に決定を出すと言いましたが、私たちが指摘したすべての問題点について正面から検討した上で本日12月24日に決定を出すというのは「常識的な時期」とは到底いえず、年末も押し迫った常識外れなこの時期に出した本決定は、高浜原発3・4号機の再稼働スケジュールに配慮した、結論ありきの決定であると言わざるを得ません。

私たちは、高浜原発3・4号機の再稼働阻止をあきらめた訳ではありませんが、万一同原発が再稼働して重大事故を起こした場合、本決定を出した林潤裁判官、山口敦士裁判官、中村修輔裁判官の責任が問われることになるでしょう。

私たちは、このような不当決定に負けることはありません。なぜなら、理論的正当性も世論も私たちの側にあるからです。福島原発事故のような事故を二度と招いてはならない、豊かな国土とそこに根を下ろした生活を奪われたくない、子ども達の未来を守りたいという国民・市民の思いを遂げ、ひいては失われた司法に対する信頼を再び取り戻すため、最後まで闘い抜くことをお約束します。

2015年(平成27年)12月24日

脱原発弁護団全国連絡会、大飯・高浜原発差止仮処分弁護団  
共同代表 河合弘之・海渡雄一



### 申立人声明

司法よ！ おまえもか・・・と言わざるを得ない「決定」に対し、強い憤りを覚えました。

しかしながら、わたしたちは決して負けたわけではありません。

司法が、三権分立の砦を守り切れず、政府と原子力ムラに負けてしまっただけのことです。

こんな情けない「決定」を出さざるを得なかった裁判官のみなさんもさぞや、後味の悪い思いに駆られていることでしょう。

裁判官自らが、法の番人であることを放棄し、国民の権利である基本的人権を踏みこみじったのですから・・・

裁判官がつけているバッジは、三種の神器のひとつである八咫(やた)の鏡をかたちどったものです。

鏡が非常に清らかで、はっきりと曇りなく真実を映し出すことから、八咫(やた)の鏡は、裁判の公正を象徴しているものと言われています。

福井地裁の裁判官のみなさんのバッジは、きっと曇っていたのかもしれませんが。

わたしたちの弁護団の意見陳述は、どのような秤ではかるうとも、「正義」であり、科学的根拠に基づいたプレゼンテーションは、関西電力をはるかに凌駕するものでした。

その真実をどのような天秤にかけてはかれば、このような「決定」を下すことができるのか信じられません。

わたしたちは今日この日の「怒り」をエネルギーにして、「正義は勝つ！」その日まで、さらに闘い続けます。

全国からご支援してくださったみなさまわたしたちの闘いはこれからも続きます。

転んでも転んでも立ち上がり続けることこそが、市民運動であり、草の根運動の真の姿です。福島原発事故を風化させないために、そしてわたしたちの未来を担う子どもたちに「核のない世界」をプレゼントできるその日まで、ともに闘いぬぎましょう。

大飯・高浜仮処分差止請求申立人代表 今大地晴美・申立人一同